

【第5期】

五霞町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要について

計画策定にあたって

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律133号）第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定します。

また、本計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられ、第3期計画策定時に設定した平成26年度の目標である「介護予防の推進」と「地域ケア体制の整備」を達成する仕上げの計画とされます。

さらに、団塊の世代が65歳を超え高齢化が本格化する平成27年以降における「地域包括ケア」の構築を見据えた新たな視点での取り組みを進めるための最初の計画としても位置付けられるものです。

総人口と高齢者数の推移と今後の見込み

近年、本町の総人口は減少傾向にあり、本計画期間の最終年度にあたる平成26年度には9,124人になる見込みです。一方で高齢者人口は増加しており、平成26年度には2,344人、高齢化率は25.7%となる見込みです。

区 分	実績値			推計値		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口（人）	9,619	9,538	9,430	9,325	9,231	9,124
高齢者数（人） 【65歳以上】	2,047	2,070	2,119	2,185	2,281	2,344
前期高齢者数（人） 【65～74歳】	1,054	1,054	1,073	1,140	1,227	1,293
後期高齢者数（人） 【75歳以上】	993	1,016	1,046	1,045	1,054	1,051
高齢化率	21.3%	21.7%	22.5%	23.4%	24.7%	25.7%

資料：実績は、住民基本台帳人口（10月1日現在）。

要介護等認定者数の推移と今後の見込み

要介護等認定者数は増加傾向にあり、特に第1号被保険者（65歳以上）の増加が著しい傾向となっています。平成26年度の認定者数は409人と見込まれており、認定率は16.7%と推計されます。

区 分	実績値			推計値		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護等認定者数（人）	277	298	318	354	386	409
第1号被保険者（人）	261	283	299	337	369	392
第2号被保険者（人）	16	15	19	17	17	17
第1号被保険者全体（人）	2,044	2,068	2,106	2,185	2,281	2,344
第1号被保険者全体に おける要介護等認定率	12.8%	13.7%	14.2%	15.4%	16.2%	16.7%

資料：実績は介護保険状況報告月報（平成21年～23年は10月末現在）

基本理念

地域で支え合う
健康で安心して生活できるまちづくり

基本理念の実現のため、3つの基本目標および8つの基本方針を設定し、施策の方向を示します。また、町の特性やこれまでの取り組みを踏まえ、将来の地域包括ケアの構築を展望して3つの重点施策を位置づけます。

基本理念	基本目標	基本方針	施策の方向
地域で支え合う 健康で安心して生活できるまちづくり	【基本目標1】 高齢者が安心して生活できるまちづくり	基本方針1 介護サービス基盤の確保	予防給付サービスの充実
			介護給付サービスの充実
			介護保険サービスの質の確保
			介護保険給付費の見込みと保険料
		基本方針2 認知症高齢者対策等の推進	地域での認知症ケアの取り組み
			認知症高齢者及び介護者支援 高齢者の虐待防止
	基本方針3 相談・情報提供体制の充実	相談対応体制の充実	
		情報提供の推進	
	【基本目標2】 健康で生きがいのある生活を送れるまちづくり	基本方針4 地域支援事業等による介護予防の推進	地域支援事業による介護予防
			基本方針5 高齢者の自立支援と健康づくりの推進
		基本方針6 高齢者の生きがい対策の推進	生涯学習活動の支援
			スポーツ・交流活動の支援
高齢者の就労支援			
基本方針7 地域で支え合う体制づくり			地域ケア体制の充実
【基本目標3】 地域で支え合い暮らしやすいまちづくり	基本方針8 暮らしやすい生活環境の整備	豊かに暮らせるまちづくり	
		安全に暮らせるまちづくり	
		災害に強いまちづくり	

基本方針

基本目標の実現に向けた施策の展開を図るための基本方針を示します。

基本方針1 介護サービス基盤の確保

住み慣れた地域での生活を継続できるためには、居宅介護サービスなどを上手に利用しながら在宅での生活を継続できることが望ましいと考えられます。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加など家族形態の変化により、介護者の健康不安や老々介護の状態が見られます。こうした場合に対応するため、地域密着型サービスの確保とともに、広域的な連携を図りながら介護保険施設の確保など、介護保険サービス提供基盤の整備を促進します。

基本方針2 認知症高齢者対策等の推進

町民に対する認知症への理解を深めるとともに、認知症高齢者の尊厳を保持し、地域における早期からの見守り体制の整備など認知症ケアの普及に努めます。

また、認知症高齢者及び家族を対象とした各種サービスを充実します。

基本方針3 相談・情報提供体制の確立

高齢者と家族が、住み慣れた地域において安心して生活が営めるよう身近な相談窓口の機能強化や介護・福祉情報の提供を充実します。

特に、高齢者の総合相談窓口となる地域包括支援センターについては、地域において高齢者の総合的なケアマネジメントを行うための機能の強化を図ります。

また、高齢者虐待防止の取り組みを進めます。

基本方針4 地域支援事業等による介護予防の推進

高齢者に対する介護予防の啓発に努めるとともに、介護予防が必要な高齢者の把握に努め、訪問等による身体機能のチェックなど適切なマネジメントを推進します。

また、運動機能向上など地域支援事業による介護予防事業を実施し、日常生活における高齢者の自主的・継続的な介護予防活動を支援します。

基本方針5 高齢者の自立と健康づくりの推進

高齢者単身世帯や寝たきり高齢者のいる世帯などが、それぞれの高齢者の状況に応じて在宅生活を継続できるよう各種サービスを提供します。

また、高齢者がいつまでも元気で生活することができるよう、健康への意識を高めるとともに、特定健診の受診促進や生活習慣病予防などの健康づくりの取り組みを支援します。

基本方針6 高齢者の生きがい対策の推進

高齢者がいきいきと活気にあふれた生活を送れるよう、就労や学習、趣味、スポーツ等、多様な活動機会の充実を図り、生きがいづくりを支援します。

また、高齢者の活動の拠点となる施設の維持・管理に努め、高齢者の各種活動を支援します。

基本方針7 地域で支え合う体制づくり

高齢者を地域で支えるため、高齢者福祉や介護に関する正しい知識の普及、啓発を図るとともに、地域における高齢者の包括的なケアシステム体制を充実・強化します。

また、高齢者福祉活動の担い手となるボランティアや地域団体等の育成・支援を進めます。

さらに、高齢者の見守り体制づくりや介護者の負担の軽減等の支援を進めます。

基本方針8 暮らしやすい生活環境の整備

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように公共施設や道路等のバリアフリー化を進めるとともに、移動手段の確保、防犯、安全対策、災害時における要援護者支援の充実など災害に強いまちづくりを進めます。

重点施策

本計画では、町の特性やこれまでの事業の経験と実績を踏まえ、将来の地域包括ケアの構築を展望して、以下の3つの施策を重点施策とします。

<重点施策1> ○地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者や家族からの相談を受け、訪問等による状況把握に努めるとともに、介護予防プランや予防支援を行い、介護予防事業を実施します。

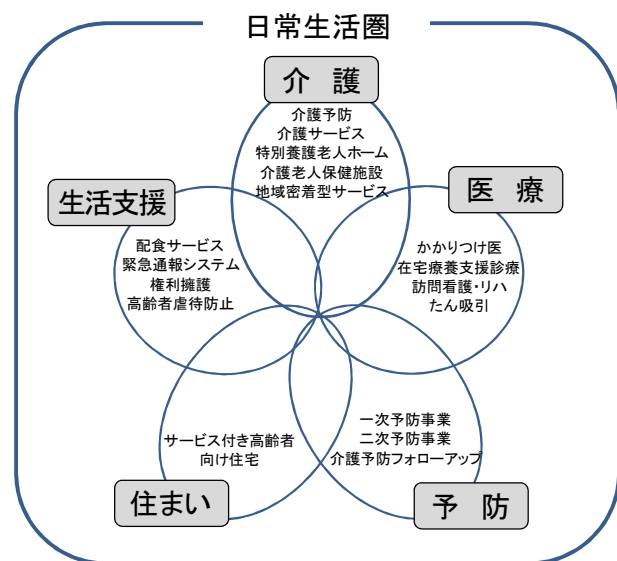
<重点施策2> ○二次予防事業対象者の把握と介護予防フォローアップ事業の充実

地域支援事業として、二次予防事業対象者把握事業を実施し、必要な方には介護予防フォローアップ事業を実施します。事業の効果については、地域包括支援センターに情報提供します。

<重点施策3> ○地域ケアシステムの充実・強化

町では、五霞町社会福祉協議会に地域ケアシステム推進事業を委託し、地域包括支援センターと連携してケアコーディネーターの指導の下で地域ケアチームを編成し、高齢者への見守り・支援を行います。また、介護予防事業への参加を促すとともに、事業の成果に関する情報提供を受け、地域ケアチームの活動に活かします。

■地域包括ケアシステムのイメージ



第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料額

第1号被保険者の保険料に係る所得段階別設定については、第4期計画と同様です。

区分	区分の考え方	基準額に対する割合	月額保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者等	0.50	2,250
第2段階	町民税・世帯非課税であって、高齢者本人の収入が80万円未満	0.50	2,250
第3段階	町民税・世帯非課税であって、第1段階、第2段階に該当しない者	0.75	3,375
第4段階	町民税課税世帯であって、本人非課税のうち、公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の者	0.90	4,050
	町民税課税世帯であって、本人非課税のうち、公的年金等収入+合計所得金額が80万円を超える者	1.00	4,500
第5段階	町民税課税世帯であって、本人合計所得金額が125万円未満の者	1.20	5,400
第6段階	町民税課税世帯であって、本人合計所得金額が125万円以上、200万円未満の者	1.25	5,625
第7段階	町民税課税世帯であって、本人合計所得金額が200万円以上の者	1.50	6,750